

# ハツ場ダム建設事業費の変更に係る調査報告書

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都  
平成28年8月

## 目 次

### 【 本 編 】

1. 合同調査の趣旨	1
2. 合同調査過程	2
3. 合同調査①(書面調査)	3
4. 合同調査②(現地調査)	4
5. 合同調査③(再確認事項の照会)	6
6. 合同調査④(仮精査内容の確認)	7
7. 合同調査⑤(「第5回基本計画変更(案)」の確認)	8
8. 合同調査結果(項目別)	9
9. 合同調査結果(総括)	15
10. 今後の留意事項	15

### 【 資 料 編 】

資料 1	関東地方整備局提示資料 (4月28日)	19
	・事業費の主な増要因(案)(一覧表)	
資料 2	関東地方整備局提示資料 (5月20日)	23
	・ハッ場ダム建設事業 総事業費内訳(案)	
	・事業費の主な増要因(案)(一覧表)	
	・事業費の主な増要因(案)(説明資料)	
	・コスト縮減策一覧表(案)	
	・コスト縮減策(説明資料)(案)	
	・ハッ場ダム建設事業工程表(案)	
	・第4回基本計画変更後のコスト縮減及びコスト増額一覧表	
	・コスト縮減及びコスト増の取り組み事例(説明資料)	
資料 3	書面調査(意見・質問と回答)	77
資料 4	現地調査結果	89
資料 5	関東地方整備局提示資料 (6月28日)	99
	・ハッ場ダム建設事業 総事業費内訳(案)	
	・事業費の主な増要因(案)(一覧表)	
	・前回(5/20)提示額から今回(6/28)提示額の変更内容について	
	・事業費の主な増要因(案)(説明資料)	
	・コスト縮減策一覧表(案)	
	・コスト縮減(案)(説明資料)	
	・ハッ場ダム建設事業工程表	
資料 6	仮精査内容の確認結果	139
資料 7	第5回基本計画変更(案)	143
	・関東地方整備局記者発表資料(平成28年8月12日)	
	・ハッ場ダムの建設に関する基本計画第5回変更(案)新旧対照表	
	・ハッ場ダム建設事業 総事業費内訳(案)	
	・事業費の主な増要因(案)(一覧表)	
	・関東地方整備局事業評価監視委員会資料(平成28年8月12日)	

## 1. 合同調査の趣旨

八ッ場ダムは、利根川流域の洪水被害の軽減と首都圏の都市用水の開発を目的として吾妻川流域に初めて建設される多目的ダムで、治水及び利水上極めて重要な施設である。

八ッ場ダムについては、平成16年の第2回基本計画の変更で、事業費が2倍以上となる4600億円に引き上げられた。その際、1都5県は、国土交通省関東地方整備局（以下「関東地方整備局」）が主張する増額理由等を鵜呑みにせず、その妥当性を確認するための調査を合同で行い、一層のコスト縮減、適正なコスト管理を行うことを前提に受け入れた。

また、これまで関東地方整備局は、「今後の施工に当たっては、事業全体におけるコスト縮減により対応することを基本として総事業費内での完成を目指して最大限の努力を行う」としてきた。

このような経緯の中で、平成28年4月28日、関東地方整備局から事業費4600億円を概算で5400億円に増額（概算上限額800億円）せざるを得ないとの見込みが1都5県に示された。

1都5県としては、事業費の増額提示は極めて遺憾であるが、八ッ場ダムは、1都5県にとって治水及び利水上極めて重要な施設であることから、増額がやむを得ないものか合同で調査を行ったものである。

調査に当たっては、第2回以降の基本計画変更時と同様、1都5県が合同で関東地方整備局から示された資料等に基づき、増額内容、増額理由、金額の妥当性について厳正に確認を行った。

### 合同調査の構成員

都県名	所属名	構成員
茨城県	企画部水・土地計画課	課長以下 担当職員
	土木部河川課	
栃木県	県土整備部河川課	
	県土整備部砂防水資源課	
群馬県	企画部地域政策課土地・水対策室	
	県土整備部特定ダム対策課	
	県土整備部河川課	
埼玉県	企画財政部土地水政策課	
	県土整備部河川砂防課	
	企業局水道企画課	
千葉県	総合企画部水政課	
	県土整備部河川整備課	
東京都	都市整備局都市づくり政策部広域調整課	
	建設局河川部計画課	
	水道局総務部施設計画課	

## 2. 合同調査過程

平成28年

- ・ 4月28日 関東地方整備局が1都5県に事業費増額（概算上限額800億円）及び主な増額要因の提示  
1都5県が事業費増額（概算上限額800億円）の詳細の提示を要求
- ・ 5月20日 関東地方整備局が1都5県に事業費増額（概算上限額800億円）の内訳の提示  
（1都5県が合同で調査を行うことを決定）
- ・ 5月25日 **1都5県合同調査①** 書面調査（関東地方整備局に意見・質問）  
5月30日 （関東地方整備局から回答）
- ・ 6月16日 **1都5県合同調査②** 現地調査（ハッ場ダム工事事務所での書類確認）  
～17日 （ハッ場ダム建設現場での確認）
- ・ 6月27日 **1都5県合同調査③** 関東地方整備局に再確認事項の照会
- ・ 6月28日 関東地方整備局から事業費増額（仮精査額720億円）の提示
- ・ 7月8日 **1都5県合同調査④** 事業費増額（仮精査額720億円）の確認
- ・ 8月12日 関東地方整備局が「第5回基本計画変更（案）」の公表
- ・ 8月15日 **1都5県合同調査⑤** 「第5回基本計画変更（案）」の確認

### 3. 合同調査①(書面調査)

平成28年4月28日(木)、1都5県は、関東地方整備局から八ッ場ダム建設事業費4600億円を概算で5400億円に増額(概算上限額800億円)せざるを得ないと  
の提示を受けた(別添資料1)。

1都5県としては、事業費の増額提示は極めて遺憾であるが、増額が真にやむを得ない  
ものかを早急に確認するため、速やかに増額の内訳及び根拠を明らかにするよう求め  
た。

5月20日(金)に関東地方整備局から詳細内訳の提示を受けたため(別添資料2)、  
1都5県は、第2回以降の基本計画変更時と同様、合同で調査を行うことを決定し、次  
のとおり意見・質問を集約し、関東地方整備局に回答を求めた。

#### (1) 意見・質問日

平成28年5月25日(水)

#### (2) 回答日

平成28年5月30日(月)

#### (3) 意見・質問と回答内容

69項目(別添資料3)

#### 〔質問項目〕

- ・第4回基本計画変更時に各都県が付した意見への対処内容
- ・公共工事関連単価の変化についての考え方
- ・埋蔵文化財発掘調査及び付替鉄道に係る関係機関との協議内容
- ・地すべり等安全対策の検討内容 等

#### 4. 合同調査②(現地調査)

書面調査で得られた情報を基に、現地において八ッ場ダム工事事務所の職員からのヒアリングと関係資料の確認、建設現場の状況について確認した。

なお、調査範囲が広範に渡るため、1都5県の職員(24名)を4班(各6名)に分け、班ごとに担当分野を決め、次のとおり調査を実施した。

- (1) 調査日 平成28年6月16日(木)及び6月17日(金)
- (2) 場所 国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所会議室  
八ッ場ダム建設現場
- (3) 確認者と対応者

##### 確認者(1都5県職員24名)

担当分野	都県名	所属名	役職	氏名
1班 事業管理・物価等	茨城県	土木部河川課	係長	滑川 雅典
	栃木県	県土整備部砂防水資源課	課長補佐	高山 博行
	群馬県	企画部地域政策課	主幹	一場 裕之
	埼玉県	企業局水道企画課	主査	若山 宏
	千葉県	県土整備部河川整備課	班長	桐木 靖
	東京都	建設局河川部計画課	統括課長代理	加賀屋 博文
2班 ダム本体工事等	茨城県	企画部水・土地計画課	課長補佐	今井 和敏
	栃木県	県土整備部砂防水資源課	係長	水沼 孝恵
	群馬県	県土整備部河川課	主幹	島田 陽一郎
	埼玉県	県土整備部河川砂防課	主査	寸田 英利
	千葉県	総合企画部水政課	副主幹	花川 正人
	東京都	都市整備局都市づくり政策部 広域調整課	統括課長代理	高津 治
3班 地すべり対策・ 代替地安全対策等	茨城県	土木部河川課	技師	宮本 浩樹
	栃木県	県土整備部河川課	主任	伊藤 壮大
	群馬県	県土整備部特定ダム対策課	主幹	松沢 泰之
	埼玉県	県土整備部河川砂防課	副課長	長谷部 進一
	千葉県	総合企画部水政課	副主幹	田畑 啓介
	東京都	水道局総務部施設計画課	課長代理	植田 誠

担当分野	都県名	所 属 名	役 職	氏 名
4 班 関係機関との調整等	茨城県	企画部水・土地計画課	係 長	関 宏二
	栃木県	県土整備部砂防水資源課	主幹兼課長 補佐(総括)	石井 重雄
	群馬県	県土整備部特定ダム対策課	生活再建対策 主監	八木 寿一郎
	埼玉県	企画財政部土地水政策課	副課長	稲場 康仁
	千葉県	県土整備部河川整備課	副主査	大川 一正
	東京都	建設局河川部計画課	主 任	永井 友梨

#### 対応者（ハッ場ダム工事事務所職員 4 名ほか）

担当分野	役 職 ・ 氏 名
1 班 事業管理・公共工事関連単価等	工 務 課 長・小平 剛弘 ほか担当職員
2 班 ダム本体工事等	本体推進室長・徳添 桂一 ほか担当職員
3 班 地すべり対策・代替地安全対策等	調査設計課長・藤原 康宏 ほか担当職員
4 班 関係機関との調整等	事業計画課長・塩谷 浩 ほか担当職員

#### (4) 調査結果

担当分野ごとに事業費変更にかかる増額要因等について、対応が必要となった経緯、対応策の検討内容、関係者との協議状況、事業費算定の考え方等を、ハッ場ダム工事事務所の職員から直接ヒアリングを行うとともに関係資料等を確認したが、精査中とされた項目を除き、不適切と判断できる事実は確認されなかった（詳細は別添資料4のとおり）。

また、5月30日の書面調査の回答後の平成28年6月2日に、消費税率の10%への改定を平成31年10月まで延期することが閣議決定されたことから、今回の事業費変更に反映しない旨の説明があり、修正されたことを確認した。

さらに、現地の状況についても確認を行うとともに、これまでのコスト縮減の取組み、全体工程についても確認を行った。

なお、現地調査時において精査中とされた項目については、再確認事項として別途関東地方整備局に回答を求めることとした（合同調査③）。



ハッ場ダム工事事務所会議室内でのヒアリング（6月16日、17日）



本体基礎掘削状況の確認



埋蔵文化財発掘調査現場の確認（下湯原遺跡）

ハッ場ダム建設現場での現地確認（6月17日）

## 5. 合同調査③(再確認事項の照会)

現地調査時において精査中とされた事項について、次のとおり関東地方整備局へ再確認の照会を行った。

### (1) 照会日

平成28年6月27日（月）

### (2) 再確認事項

- ・最新値（平成28年6月データ）を踏まえた今後の公共工事関連単価の上昇分
- ・貯水池内の樹木の伐採範囲
- ・水没区間内の旧JR施設の撤去範囲
- ・その他のコスト縮減

## 6. 合同調査④(仮精査内容の確認)

平成28年6月28日(火)、1都5県は、関東地方整備局から増額要因を精査した結果、現時点で5320億円(720億円増額)になるとの提示を受けた(別添資料5)。

これを受け、次のとおり仮精査内容の確認を行った。

- (1) 日 時 平成28年7月8日(金)
- (2) 場 所 国土交通省関東地方整備局河川部会議室
- (3) 確認者と説明者

### 確認者(1都5県職員8名)

都県名	所 属	役 職	氏 名
茨城県	企画部水・土地計画課	課長補佐	今井 和敏
栃木県	県土整備部砂防水資源課	課長補佐	高山 博行
群馬県	企画部地域政策課	主 幹	一場 裕之
埼玉県	企画財政部土地水政策課	副課長	稲場 康仁
千葉県	総合企画部水政課	副主幹	田畑 啓介
	県土整備部河川整備課	班 長	桐木 靖
東京都	都市整備局都市づくり政策部 広域調整課	統括課長代理	高津 治
	水道局総務部施設計画課	課長代理	植田 誠

### 説明者(関東地方整備局職員3名)

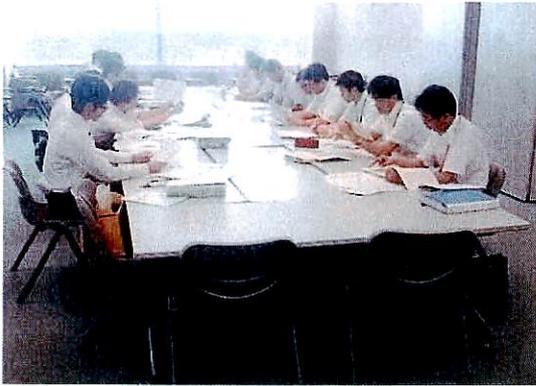
関東地方整備局河川部 古市広域水管理官  
 関東地方整備局河川部 河川計画課 石田課長補佐  
 関東地方整備局河川部 河川計画課 大野建設専門官

### (4) 確認結果

関東地方整備局の職員から直接ヒアリングを行うとともに、関係資料等を確認したが、不適切と判断できる事実は確認されなかった(詳細は別添資料6のとおり)。

公共工事関連単価の上昇分については、最新の平成28年データを使用して精査を行ったこと、貯水池内の樹木の伐採範囲については全伐採から選択伐採にしたこと、水没区間内の旧JR施設は一部を存置することとしたことなどにより、増額が80億円縮減されたことを確認した。

また、関東地方整備局が、その他の増額要因及びコスト縮減要因について、確定に向け引き続き精査を進めることを確認した。



仮精査内容の確認（7月8日）

## 7. 合同調査⑤（「第5回基本計画変更(案)」の確認）

平成28年8月12日（金）、関東地方整備局は「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について」を公表するとともに、同日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会に基本計画の変更内容等を報告した（別添資料7）。

これを受け、1都5県は、合同調査④で確認した仮精査内容からの変更の有無について確認を行った。

### 確認結果

平成28年8月15日（月）、上記「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更案について」の内容は、合同調査④で確認した仮精査内容と同内容であることを確認した。

## 8. 合同調査結果(項目別)

### (1) 増額要因の調査

#### 1) 社会状況の変化に係る要因

##### 1. 1 耐震化による変更

「大規模地震に対する耐震性能照査指針(案)・同解説」等に基づき、「東北地方太平洋沖地震等の地震波形」を考慮して、ゲート部等の耐震性能を照査したところ、門柱部について対策が必要となる可能性があることを確認した。

また、変更内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

##### 1. 2 関係機関との調整等による変更(埋蔵文化財対応など)

###### 1. 2. 1 埋蔵文化財の試掘結果を踏まえた調査範囲の拡大に伴う増

群馬県教育委員会と締結した協定書に基づき、調査範囲、調査費を定めて実施していること、埋蔵文化財実施範囲の拡大による増分は、これまでの実績を踏まえて今後の費用を算出していることを確認した。

また、変更内容、増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

###### 1. 2. 2 事業者等関係機関との調整による構造や施行計画の見直しによる増(付替鉄道)

PCBが含まれる電気機器の処分方法や費用負担者については、第4回基本計画変更時には決定していなかったことを確認した。

また、旧鉄道敷のレール、枕木等の処分について、JR等との協議経緯、処分の内容、処分費の増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

###### (景勝地の保全)

名勝吾妻峡にダムを建設するため、文化財保護法に基づく協議により、平成19年1月に文化庁長官から景観に係る条件が付されたことを受け、学識経験者等で構成する委員会を設置し、平成25年度以降にダム本体等のデザインを修正したことを確認した。

また、変更内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### 2) 地すべり等安全対策に係る要因

##### 2. 1 地すべり等の安全対策による変更

###### 2. 1. 1 湛水に伴う地すべり等の対策費の増

平成21年7月に「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)・同解説」が策定されたが、ダム検証により検証期間中は新たな段階に対応するための調査が実施できなかったこと、ダム検証後に調査を再開し、専門家の意見を聴きながら精

査を行ったところ6箇所対策工が必要となったことを確認した。

また、第4回基本計画変更時には、ダム検証によりボーリング調査、解析・対策工の必要性の評価が終了しておらず、対策工法の有無等が未確定であったことから、4600億円には計上されていないことを確認した。

ボーリング調査等の結果及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

## 2. 1. 2 湛水に伴う代替地地区の安全対策費の増

湛水に伴う代替地地区の安全対策は、平成18年改正の宅地造成等規制法に基づき必要となったもので、平成16年の第2回基本計画変更時には計上していないことを確認した。

また、平成18年の法改正後遅滞なく検討を行っていたが、ダム検証により検証期間中は新たな段階に対応するための調査が実施できなかったこと、ダム検証後に専門家の意見を聴きながら安定計算を行ったところ、5箇所対策工が必要となったことを確認した。

さらに、第4回基本計画変更時には、ダム検証によりボーリング調査、解析・対策工の必要性の評価が実施できず、調査が概査レベルで対策の有無等が未確定であったことから、4600億円には計上されていないことを確認した。

ボーリング調査等の結果及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

## 3) 現地状況の変化に係る要因

### 3. 1 地質条件の明確化等による変更

#### 3. 1. 1 現地地質条件の変更等による増

(本体掘削における土質区分の変更等)

ダム本体の基礎掘削が進捗し、掘削面の地質状況が事前のボーリング調査に基づく当初想定と比較し硬い岩石の割合が多く、本体掘削の土質区分の割合を変更していること、及び除去が必要な弱層部が当初想定より広く分布し、追加掘削及びこれに伴うダム本体のコンクリート量等が増加することを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

(本体掘削における土質区分の変更等(グラウチング))

ダム本体の基礎掘削の進捗に伴い、弱層部の範囲が想定より拡大していることからコンソリデーショングラウチングの施工範囲の見直しが必要となったこと等を確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

(貯水池伐採範囲の精査)

他ダムにおいて平成27年度の出水等で生じた事例(枯死木の表出、存置樹木の腐敗による悪臭、船舶航行の障害)を踏まえて、必要最小限の伐採範囲を設定したこと

を確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (地すべり対策等の支障となる水没橋梁の撤去)

平成27年度までに地すべり対策の検討が進み、対策箇所が増加し、その施工に支障となるなど水没橋梁の撤去が必要となったことを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (骨材プラントヤード基礎地盤の土質改良)

骨材プラントヤードは、造成工事に着手し軟弱土が判明した平成25年9月時点では、他の候補地を選定することが困難であったこと、事前ボーリング調査の結果からは、土質改良が必要な地盤であると判断できなかったこと、対策工については、土質改良と購入土による盛土の比較等を行っていることを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (水理模型実験による減勢工の変更)

水理模型実験は、「河川砂防技術基準設計編」に基づき、平成19年から開始したが、ダム検証のため一時休止となり、平成25年に再開し、平成27年3月に最終的な報告書が取りまとめられたことを確認した。この結果を基に、減勢工の構造の見直しが必要となったことを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (建設副産物(脱水ケーキ)の処分)

骨材製造設備やダムサイト濁水処理設備から発生する脱水ケーキについては、当初、盛土材への利用を予定していたが、他ダムの実績を参考に環境基準値を超過した場合を想定し、産業廃棄物としての処分費用を追加計上したことを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (町道工事における現地精査に伴う構造の変更)

旅館等の移転後の平成26年1月にボーリング調査を実施したところ、推定岩盤線が当初想定よりも深いことが判明したため、平成27年度に詳細設計を実施し、工法変更の必要が生じたことを確認した。

また、工法比較等の検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (管理設備計画の精査による変更)

非常用発電設備は、「電気通信施設設計要領・同解説(平成25年度版)」に基づき増設されること、放流警報設備は、「ダム放流警報システム計画・設計指針(案)・同解説(平成23年4月)」に基づき警報局が追加されることを確認した。

管理棟は、他ダムの実例を踏まえ、必要な施設内容としていたものを、学識経験者等をメンバーとした「ハッ場ダム環境デザインに関する検討会」の意見を踏まえ平成

28年5月に変更したことを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (盛土材調達の計画変更)

現計画では他事業からの発生土を受入れることを想定していたが、土砂の受け入れ段階になり、近隣自治体等からの受入調整をしたが、受土の時期に合う事業が見当たらず別途土砂の確保が必要となったこと、新たに採取する土砂は盛土の安定性が確保できる材料であることを確認した。

また、他事業との調整状況、調達先の検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (代替地の基盤整備内容の具体化による変更)

平成28年4月に東・中村地区及び小倉地区の土地利用計画が具体化したことを受け、東・中村地区では盛土法先部の地盤改良の追加、小倉地区では重力式擁壁の延長の増が必要となったことを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

### 3. 2 用地取得難航等による変更

#### 3. 2. 1 用地制約に伴う運搬ルート変更等による増

##### (本体工事における用地交渉に伴う運搬経路の変更)

ダム掘削残土は近隣代替地の二次盛土で有効利用する計画であったが、用地交渉の遅れにより、本体工事の掘削スケジュールとのズレが生じ、残土搬出先の変更が生じたこと、運搬ルートの変更に伴い道路の拡幅や橋梁の補強が必要となったことを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

##### (用地交渉難航に伴う裁決申請図書作成等)

未取得用地について、土地収用法に基づく立ち入り調査（土地測量、立木調査等）、裁決申請図書の作成が必要となったことを確認した。

また、増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

### 4) 自然災害に係る要因等

#### 4. 1 洪水や大雪対応による変更

洪水や大雪対応による変更は、過去の事例や対応した実績の費用に基づくものであることを確認した。

また、検討内容及び増額分の算定方法を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

## 5) 社会経済的要因

### 5. 1 公共工事関連単価の変化等

#### (公共工事関連単価の変化)

平成25年度から平成27年度までは、各年度の公共工事関連単価の変化分について、第4回基本計画変更後から当該年度までの労務単価、資材単価、機械経費の平均上昇率を用いて算出していること、平成28年度以降は、平成25年度から平成28年度までの上昇傾向が今後も続くと想定し算出していることを確認した。

上昇率の高い労務単価は、平成24年度に対して平成27年度は実績で約1.3倍となっていること、平成31年度は約1.5倍になると想定していることを確認した。

また、算定方法及び根拠資料を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

#### (一般管理費等の改定による変更)

平成27年度の土木工事積算基準等の改定により、一般管理費等率や現場管理費率等が引き上げられていることを確認した。

今後の見込み額については、今後実施予定の工事と類似した実施済工事の事例をもとに算定していることを確認した。

また、算定方法及び根拠資料を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

### 5. 2 消費税率の変更

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げされたことによる増額であることを確認するとともに、平成29年度に予定されていた消費税率の10%への引き上げが延期されたことに伴い、その増額分は計上されていないことを確認した。

また、算定方法及び根拠資料を確認したが、不適切と判断できる事実は確認できなかった。

## (2) コスト縮減額及びその充当先の調査

第4回基本計画変更後のコスト縮減額は、約57億円であることを確認するとともに、コスト縮減額については、付替町道の構造変更に伴う測量設計費や補償工事費等の追加工事等に充当されていること、また、それらの追加工事等は事業を進めていく上で必要なものであることを確認した。

また、今後のコスト縮減見込額については、コスト管理等連絡協議会等で適時・適切に報告するよう関東地方整備局に要請した。

なお、第4回基本計画変更からの増額に直接関わるものではないが、平成16年の第2回基本計画変更時から平成26年度末までに総額約308億円のコスト縮減が図られてきたが、その縮減額はこれまでの事業進捗に必要な事業費に充当されてきたことについて、関東地方整備局から説明があった。

## (3) 全体工程の調査

各工程の進捗状況について、工程表及び全体事業計画図により説明を受け、残工事の

内容を確認したところ、工事は順調に実施されていることを確認した。

また、工期延伸のリスクについて確認したところ、用地買収がほぼ完了していること、土地収用法に基づく事業認定告示があったこと、埋蔵文化財調査が試験湛水前に完了する予定であること等から、関東地方整備局が工期内完成に向け取り組んでいることを確認した。

#### (4) 会計検査受検状況

直近では、平成27年5月に会計検査を受検し、指摘事項等はないことを確認した。

## 9. 合同調査結果(総括)

平成28年4月28日、関東地方整備局から八ッ場ダム建設事業費4600億円を概算で5400億円に増額(概算上限額800億円)せざるを得ないとの見込みが1都5県に示された。

1都5県としては、事業費の増額提示は極めて遺憾であるが、八ッ場ダムは、利根川流域の洪水被害の軽減と首都圏の都市用水の開発を目的とする極めて重要な施設であることから、増額がやむを得ないものか合同調査を行った。

合同調査は、平成28年5月25日から8月15日にわたり実施し、関東地方整備局に対する書面等での内容確認、八ッ場ダム工事事務所での各種書類の確認、建設現場の確認などにより増額内容、理由、金額の妥当性の確認を行った。

その結果、今回の増額は、公共工事関連単価の変化、消費税率の変更、関係機関との調整、地質条件等の明確化や地すべり等安全対策の変更等が要因であることを確認した。

また、関東地方整備局は、平成25年の第4回基本計画の変更後に約57億円のコスト縮減を図ってきたが、その財源も既に必要な追加工事等に充当されてきた。そのため、今回の増額要因に対しては事業費の増額で対応せざるを得ず、都県による再確認事項の照会后、国が提示した事業費5320億円(720億円の増額)はやむを得ないものであることを確認した。

なお、八ッ場ダムは、治水及び利水上極めて重要な施設であることから、早期の効果発現が必要不可欠である。そのため、工期延伸のリスクについても確認を行った結果、工期内完成が見込まれることを確認した。

## 10. 今後の留意事項

- (1) 事業費の圧縮に向けて、関東地方整備局に対し更なるコスト縮減を求めていく。
- (2) 関東地方整備局に対し、コスト管理等連絡協議会の場を活用して、事業の進捗状況、コスト縮減の実施状況、残事業を含めた全体事業の管理状況等について、適時・適切に報告するよう求めていく。
- (3) 八ッ場ダムの効果を早期に発現するよう、関東地方整備局に対し平成31年度の工期厳守を求めていく。